子が３歳になる前の個別の意向聴取書　記載例

**【子が３歳になる前の】　個別の意向聴取書**（規程第25条第3項関係）

労働者の子が３歳に達するまでの時期に実施する、柔軟な働き方を実現するための措置に関する個別周知・意向確認と併せて、個別の意向聴取を実施することは差し支えありません。

**仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、以下を記載し、
このページのコピーを、　　年　月　日までに、人事部●●課へ提出してください。**

**【仕事と育児の両立に関する意向】**

※以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申出日 | 　　　　　　年　 　　　月　 　　　日 |
| 所　属 |  |
| 氏　名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 希望内容 |
| ＜勤務条件＞ |
| 勤務時間帯（始業及び終業の時刻） |  |
| 勤務地（就業の場所） |  |
| ＜両立支援制度等の利用期間＞ |
| 所定外労働の制限 |  |
| 時間外労働の制限 |  |
| 深夜業の制限 |  |
| 子の看護等休暇 |  |
| 柔軟な働き方を実現するための措置（注１） | ①始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ |  |
| ②短時間勤務制度 |  |
| その他（注２） |  |

（注１）事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、（１）フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、（２）テレワーク等の措置、（３）短時間勤務制度、（４）就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、（５）保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
ここでは（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ　と（３）短時間勤務制度の措置を講じた場合の例を記載しています。
①、②の欄には選択して講じた措置の内容について記載してください。

（注２）「その他」欄では、育児休業、短時間勤務について法を上回る範囲の労働者に適用している等の場合に、当該制度ついて意向の聴取を行うことが想定されます。

**【その他、仕事と育児の両立に資する就業の条件について、希望すること（その理由）】**

※障害のある子や医療的ケアを必要とする子を養育している場合や、ひとり親である等の場合であって、仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することがあれば、こちらに記載してください。

|  |
| --- |
|  |